

北海道行政基本条例の点検・検討結果（報告）

令和2年(2020年)2月4日
総務部行政改革局行政改革課

1 点検・検討の考え方

北海道行政基本条例（以下「条例」という。）は、道政運営全般にわたる指針として基本となる理念及び原則を明らかにしたものであり、5年を経過するごとに道政運営の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

本年は前回の検討から5年が経過したことから、条例の施行状況等について点検・検討を行った。

2 点検・検討結果

- 点検・検討に当たっては、条例に基づく道政運営の状況、社会経済情勢の変化等について調査・点検を行った上で、様々な分野の有識者から意見を求めるため、道の附属機関の代表者から意見を聴取するとともに、道民意見募集及び行政委員会等への意見照会を行った。

点検・検討方法	点検・検討結果
道政運営の状況等に係る調査・点検	条例は、道政運営の指針となる基本理念及び原則を定めたものであり、現状において、制定趣旨（前文）並びに目的（第1条）及び理念（第2条）に影響を及ぼすような社会経済情勢等の変化は見られない。 また、道政運営の状況についても、条例の基本理念及び原則に基づいて取組を実施している。
外部有識者意見に基づく検討	条例に基づく各施策の取組状況や、社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本理念及び原則として新たに考慮すべき事項などについて意見を聴取したところ、個々の取組に対する改善など、制度の運用に関する意見はあったものの、条例の基本理念及び原則に関し、追加等検討すべきとの意見は無かった。
道民意見募集及び行政委員会等への意見照会	道民意見募集において意見をいただいたが、個別の制度の運用等により対応できるものであった。

- この結果、条例については、直ちに何らかの措置を講じる状況には至っていない。